

# 消防点検なぜ必要？

消防法17条3の3に規定され、消防設備等を設置した建物には年2回の設備の点検と所轄消防署へ年1回(特定防火対象物)、または3年に1回(非特定防火対象物)の点検結果の報告が義務付けられています。

## だれが依頼するの？

建物の所有者又は占有者又は管理者です。